

令和6年11月臨時教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年11月12日（火）10時
- 2 場 所 本館4階 第1委員会室
- 3 出席者 教育長 蔵元洋一
教育委員 衛藤修身、太田かおり、八木秀和
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 教育部長 清水秀一
教育総務課長 山口研治
学校教育課長 船元幸徳
指導室長 靄 浩二
生涯学習課長 深川英明
教育総務課課長補佐 近野久幸
学校教育課課長補佐 濱田大輔
学校教育課課長補佐 掛橋賢議
生涯学習課課長補佐 大畑祐一郎
教育総務課教育総務係長 秦 薫
- 6 傍聴人 6人
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

臨時教育委員会議事日程

令和6年11月12日(火) 10時00分

1 議決事項

第29号議案

令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）要求について

第30号議案

中間市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例に関する
意見について

第31号議案

中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例に関する意見に
ついて

第32号議案

中間市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

[開会時刻：10時00分]

蔵元教育長

おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、令和6年11月臨時教育委員会を開催いたします。レジュメに沿って進めさせていただきます。議決事項第29号議案令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）要求について説明をお願いします。

山口教育総務
課長

第29号議案令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）要求について、ご説明いたします。令和6年12月議会に、令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）を上程いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、委員会の意見を求めるものでございます。今回は、教育総務課、学校教育課、生涯学習課の3課において補正予算を計上しております。まず、歳入ですが、学校教育課において、200万2千円を計上しております。

続きまして、歳出は、教育総務課が448万9千円、学校教育課が

1,209万7千円を計上しており、生涯学習課は、2款総務費において430万円を計上し、10款教育費において430万円を減額補正しております。以上、3課合計で1,658万6千円でございます。

内容につきましては、担当課からそれぞれご説明いたします。

まず、教育総務課が所管する予算要求の内容につきましてご説明します。教育総務課の資料の第2表債務負担行為補正につきまして、ご説明いたします。事項といたしまして、新中学校施設整備実施計画策定業務委託料、期間は、令和6年度から令和7年度までを計画期間とし、限度額は、3,458万6千円でございます。現在、中学校を先行した新中学校2校の配置の候補地として、中間中及び東中敷地の活用を検討しているところでございます。両敷地は、ともに敷地内段差、法面が敷地の多くの部分を占めており、学校へのアクセス道も非常に狭いという特徴があります。両敷地を最大限有効に活用した中で、最適な教育環境を構築していくため、候補地が選定された、今、建築や土木、法律的な視点や様々な施工事例、市場情勢に精通した、学校建設の豊富な実績のある設計会社に業務を委託し、実現可能な選択肢の中から、最適な整備手法を選択していきたいと考えております。本業務では、敷地の法的整理や課題の抽出、校舎等の整備手法、施設コンセプトなどの基本的な考え方の整理を行うとともに、校舎内の必要な諸室や付帯施設の検討、電気設備や機械設備、防災計画、

工事計画の検討、整備に向けた事業手法の比較検討やそれに伴うスケジュール、概算費用の算出など、今後の設計業務や施工に向けた実施計画を策定するものでございます。

続きまして、歳出でございます。10款1項2目小中学校再編準備事務に要する経費1節報酬補正額12万6千円でございます。これは、本定例会にて上程されております中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例の委員の報酬でございます。教育委員会からの委嘱をすることが想定されます保護者等の5名分を予算計上しております。

続きまして、2項1目小学校管理運営に要する経費10節需用費補正額260万2千円でございます。これは、エネルギー価格の上昇等により、小学校の電気使用料等が不足することが見込まれることから、実績に基づき光熱水費を増額するものでございます。

続きまして、3目小学校給食運営に要する経費10節需用費補正額26万6千円でございます。これは、給食の運搬に利用しております小型昇降機内のドアロープ等の修繕料でございます。

続きまして、3項1目中学校管理運営に要する経費18節負担金、補助及び交付金補正額149万5千円でございます。これは、筑豊地区大会以上の大会に出場する部活動の出場費の補助金ですが、今年も、生徒の皆さんが頑張って良い成績を収めてくれたことにより、予算が不足する見込みであることから増額させていただくものでございます。

以上、教育総務課の歳出補正予算額は、448万9千円の増額でございます。

船元学校教育
課長

それでは、学校教育課所管分のご説明をさせていただきます。

今回の補正は、なかま夢応援奨学基金へ前回1千万円ずつご寄附いただいた2名の篤志家からゆめ応援奨学金を1年でも長く続けてもらいたいとのことで、100万円ずつ、合計200万円の追加寄附をいただきました。このうち100万円は、今年の3月に、残念ながらお亡くなりになられたものの生前の故人のご意向を尊重し、ご遺族からご寄附いただいたものでございます。このご寄附と預金利子の利率が増加したことにより、歳入歳出の追加予算を計上させていただくものでございます。また、4年に1度になりますが、令和7年度から中学校と小学校の一部の教科書が改定されることに伴い、今年度中に教師用の指導書を配備し、来たる新年度に備える必要がありますので、関係予算を追加させていただくものでございます。まず、歳入です。16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節各基金運用利子(学校教育課)に2千円を追加計上してお

ります。これは、預金利率が上昇したことにより、利子が増額する見込みがあるため追加するものでございます。

次に、17款寄附金1項4目指定寄附金1節指定寄附金（学校教育課）に200万円追加計上しております。これは、先ほど申しあげました篤志家2名からの寄附金でございます。

歳入補正予算の合計は、200万2千円でございます。

次に歳出です。10款教育費1項教育総務費3目指導費教育指導に要する経費10節消耗品費に1,009万5千円を追加計上しております。これも冒頭申しあげました、改訂後の教師用指導書の購入費用でございます。次に、10款1項6目育英事業費なかま夢応援奨学基金積立金24節積立金に200万2千円計上しております。これは、ご寄附いただいた200万円と預金利子の増額分2千円を基金に積み立てるものでございます。歳出の合計は、1,209万7千円の増額でございます。

以上で学校教育課のご説明を終わります。

深川生涯学習
課長

それでは、生涯学習課所管分につきましてご説明いたします。歳出でございます。2款総務費1項15目説明番号23スポーツ振興くじ助成金返還金22節償還金、利子及び割引料補正額430万円です。これは、9月補正予算に計上し、承認をいただきました、中間仰木彬記念球場グラウンド改修工事に伴う独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金1,600万円を受けるに当たりまして、平成23年度に交付を受けました、スポーツ振興くじ助成金の一部を返還する必要性が生じたものでございます。まず、平成23年度に実施した、球場の天然芝敷設事業及びグラウンド整備事業ですが、これも、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用したもので、内外野の部分と暗渠排水のグラウンド整備事業を行ったものです。この改修後、14年が経過し、グラウンドコンディションの悪化によりまして、今年度、再度、スポーツ振興くじ助成金を申請し、当初予算6,026万7千円におきまして、まずは、外野部分のグラウンド改修工事を進めてまいりました。この助成金の申請時に、先ほどご説明しました、平成23年度に行いましたグラウンド改修事業によって取得した財産は、処分制限期間が財産ごとに設けられており、天然芝が20年、土が30年、暗渠排水が30年でございます。この処分制限期間経過前に、改修を行った箇所に新たに助成事業を受けようとする場合は、財産処分に関する納付金、いわゆる返還金が発生する可能性があることが判明しました。この返還金につきましては、工事に係る設計書類や財産処分申請書を提出後に、返還金が決定することにな

っておりまして、返還金の有無の判定方法や返還額の積算方法については、公開されておりませんので、申請時点では返還金の有無が判明しておりませんでした。助成金の申請後は、返還金の有無について日本スポーツ振興センターとの協議を重ねてまいりました。その後、令和6年4月末に、助成金1,600万円の内示を受け、9月議会におきまして議決を頂きましたので、内野部分を含めた工事変更契約後、令和6年10月中旬に、工事に係る設計書類及び財産処分申請書を提出し、返還金が発生した場合には、概算の返還金額の事前通知をお願いしていたところ、今回、概算返還金額が430万円という通知がありましたので、同額を計上させていただきました。また、この返還金に伴い10款教育費5項1目14節工事請負費中間仰木彬記念球場グラウンド改修工事におきまして、改修工事の執行残として、返還金と同額の430万円を減額補正しております。以上、補正の歳出予算の総額は、スポーツ振興くじ助成金返還金430万円と改修工事の執行残430万円の減額ですので、増減はございません。以上で生涯学習課所管分の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 債務負担行為の補正についてです。令和6年度から令和7年度で学校建設等に伴ういろいろな業務を委託するという内容の説明だったと思います。広範囲にわたっていろいろな業務が行われているということは分かりましたが、中間報告は予定されているのでしょうか。

山口教育総務課長 今後、契約させていただきました後は、委託をした先からは中間報告をしていただく形になっております。中間報告につきましても、教育委員会等でご報告させていただきます。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。八木教育委員。

八木教育委員 新中学校施設整備実施計画策定業務委託料に関してです。金額がけっこう大きいというのが正直な感想です。先程の説明を聞きますと、設計料等含めてやっていただけるということでしたが、法面整備等の費用も含まれているのでしょうか。

2点目は、歳出の10款1項2目1節報酬についてです。12万6千円で

すが、学校再編検討委員会条例の委員の報酬で先程 5 名分と説明がありました。そうすると、1 回が 4, 2 0 0 円ということで 6 回会議が行われる計算になります。この半年間で 6 回会議が行われるということでしょうか。

山口教育総務課長 1 点目の法面整備についてです。中間中、東中の敷地に関しましては、段差や法面が多くを占めており、アクセス道も非常に狭いという特徴がございます。この法面の状況、そして敷地の状況を踏まえて、どういう整備が可能なのかというところを今回計画として、作り上げていきたいと思っております。もちろん法面の整備についても、計画の中に含まれております。

2 点目の検討委員会の実施回数等についてです。今回、上程しておりますのは、5 名分の月 2 回、3 か月分で、1 回の報酬が 4, 2 0 0 円、合計 1 2 万 6 千円という予算を計上させていただいています。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。

当初、中間市教育委員会から市長部局へ提言をいたしておりましたのは、中間中と南中ということだったのですが、市長部局より、全市的なまちづくりの見地から、東中だということでした。それから、中間中はこちらの希望どおりではあったのですが、底小との小中一貫校の可能性についても検討するということでした。それから、アンケート調査の結果、やはりアクセス道路、駐輪場駐車場を含めての要望等が、こちらが想定したより、非常に多くの要望が寄せられたということもあって、そういったことも全て専門のコンサルにお願いをして、より良いものを造っていかうということでございます。

その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。

教育委員 《承認》

蔵元教育長 それでは、令和 6 年度中間市一般会計補正予算第 5 号要求については承認をされました。

続きまして、第 3 0 号議案中間市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例に関する意見について、説明をお願いします。

山口教育総務課長 第 3 0 号議案中間市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例に関する意見につきまして、ご説明いたします。

中間市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、委員会の意見を求めるものでございます。

新旧対照表にてご説明させていただきます。今回の条例改正は、学校教育法の一部改正により、同法において小学校及び中学校の設置についての市町村の義務を定める条の位置が改められたことによるものでございます。条例改正の内容といたしましては、第1条において、小学校及び中学校の設置義務の根拠として条例で引用している条文につきまして、条項ずれが生じておりますことから、これを改めるものでございます。また、第2条では、用語の見直しも併せて行っております。なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。ご説明は以上でございます。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 今の説明で、名称の見直しも含めてとのことでしたが、小学校、中学校の名称のどこを変えられたのでしょうか。

山口教育総務課長 第2条の学校の名称となっていたところを小学校の名称及び位置並びに中学校の名称ということで、学校というところを小学校、中学校とはっきり明記するように改正させていただいております。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。

教育委員 《承認》

蔵元教育長 それでは、こちらにつきましては承認をされました。
続きまして、第31号議案中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例に関する意見について説明をお願いします。

山口教育総務課長 中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例に関する意見につきまして、ご説明いたします。
中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を制定することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、委員会の意見を求めるものでございます。本条例の主な内容を

説明いたします。第1条、趣旨でございます。本条例は、コミュニティ広場の再編並びに市立小中学校の再編が本市における喫緊の課題であり、かつ、その規模及び性質に照らし本市の将来に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、専門的な知見、市民の意見等を聴取し、適切にこれらに対応するため、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会を設置すること並びにその組織・運営等について必要な事項を定めるものでございます。続いて、第3条、任務として、新たに設置いたしますこの委員会は、第1項にてコミュニティ広場の再編に関する基本構想の策定に係る市長からの諮問、第2項にて市立小中学校の再編に関する学校施設の整備手法に係る教育委員会からの諮問に応じ、調査・審議・答申するものとされております。続いて、第4条、委員は、12人以内で組織し、市長及び教育委員会の附属機関として、学識又は経験を有する者、保護者、校長、市議会議員等で組織することとしております。続いて、第5条、任期等は、委嘱の日から令和8年3月31日までとしております。続いて、第6条、委員長及び副委員長として、検討委員会では、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定めるとされております。第9条、検討委員会による調査として、検討委員会は、市長又は教育委員会から諮問があったときは、諮問を行った機関に対し、資料の提示を求め、その内容を見分することができるとしております。第14条、市長及び教育委員会の責務として、検討委員会に諮問を行ったときはその事実について、答申を受けたときは、その事実及び答申の内容について、相互に通知するとともに、必要な連携を取らなければならないこと、第2項では、市長及び教育委員会は、検討委員会に行った諮問について答申を受けたときは、その内容を尊重しなければならないとしております。以上が、主な項目になりますが、特別職非常勤職員となる委員の報酬額について規定するため、制定附則にて、中間市特別職職員の給与等に関する条例の改正を併せて行うこととしており、本市における他の委員会の委員の報酬額との均衡を考慮し、その額を4,200円といたしております。なお、条例の施行日につきましては、令和7年1月1日といたしております。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例について、中点（・）があるのは、どういう意味なのでしょうか。

- 山口教育総務課長 コミュニティ広場の検討と、学校再編の検討ということで、コミュニティ広場に関しては、市長から諮問をいたしまして、学校再編に関しましては、教育委員会から諮問いたします。第3条の任務で第1号、第2号と分けており、それぞれから諮問をすることになっております。
- 衛藤教育委員 わかりました。それでは第4条についてです。先程の説明では、検討委員会の5名分の予算を組んでいるとありましたが、学校関係者は、勤務の一環とみなすから、予算は要らないと思います。どうして5名分なのでしょう。
- 山口教育総務課長 小中学校の児童生徒の保護者ということで、小学校から中学校から、それぞれ1名ずつ出していただこうと思っております。校長先生につきましても、小学校、中学校、それぞれ1名ずつ出していただきたいと思っております。今の想定では、教育長を含め、5名になりますが、教育委員会が適当と認める者というところもございますので、予算としては5名分を準備させていただいております。
- 衛藤教育委員 わかりました。計画に基づき、学校再編について、いろいろなPTAの方々と意見交換等が行われています。これは学校再編について検討していると思いますが、なぜ改めて検討委員会がいるのでしょうか。
- 山口教育総務課長 6月28日に開催いたしました総合教育会議におきまして、市長から中学校を先行した学校再編の取組のため、新中学校2校の配置が示されました。その中で、これまで、教育委員会事務局といたしましては、学校の適正化による、さらなる教育の質の向上に向けまして、教育的な視点から、検討を続けてまいりました。今後につきましては、特に新中学校の整備手法の検討を進めることが必要になってまいります。その中で教育的な視点に加えまして、地域振興やまちづくりの視点、そして市有財産の有効活用や財政的な視点、より広い視点から意見を聴取して、部局横断的に、迅速かつ効果的に検討を進めていくことが必要であるため、今回、検討委員会として条例化をさせていただいたところでございます。
- 衛藤教育委員 内容はわかりますが、学校再編はもう取組みだして2、3年ほど経ちます。なぜその時点で、検討委員会が開催されず、なぜ今なのか教えてください。

山口教育総務 中間中、東中の敷地の活用が、6月に示されまして、この両敷地は法面や
課長 段差があり、検討していく内容が非常に多い敷地になっております。その
中で、教育委員会だけではなく全庁的に、その敷地を活用して、より良い
学校を造っていくためには、教育委員会の教育的な視点だけではなく、
様々なまちづくりの視点も踏まえた形で、意見を聴取していくことが必
要となりますので、今回、検討委員会を設置させていただいたところでご
ざいます。

衛藤教育委員 わかりましたが、まちづくりとの関係と話をされましたが、中間中と東中
の新たなまちづくりを何か考え、検討していくという意味合いに理解を
してよろしいのでしょうか。既に今、中間中と東中は、以前からのまちづ
くりが整備されていますから、それ以上に何か、まちづくりを進めるとい
う考え方が、この検討委員会の中に含まれているのですか。

山口教育総務 中間中、東中の敷地も踏まえまして、その他にも公共施設がございます。
課長 公共施設全体を含めたまちづくりというところで、今回検討していくこ
とを考えております。

衛藤教育委員 わかりました。それでは、この学校再編検討委員会の最終の目標は何で
すか。

山口教育総務 今回、新中学校2校の配置を検討しております。両敷地の学校の整備手法
課長 につきまして、校舎であったり、法面であったり、段差の解消であつたり、
あとは周辺道路も含めて、どういう整備をすることができるのか、で
きないのかというところを、業務委託にて検討した内容も踏まえて、検討
委員会でご意見をいただいて、新中学校の整備手法を決定していきたい
と思っております。

衛藤教育委員 整備手法と言っても、整備手法の中には様々な手法があると思います。
整備手法で片づけて、中身が具体的に何を指しているのだろうかという
ことが、ちょっと分からないのですが、もう少し具体的に説明いただけれ
ばありがたいです。

山口教育総務 敷地内には段差が多くございます。段差を解消する方法でございまし
課長 り、あとは子どもたちの通学する動線です。今、中間中は2本、東中は1
本しかアクセス道がないという状況がございます。子どもたちが、今後、

通学する動線でありましたり、車の動線でありましたり、そういうところの区分けであったりとか、あと校舎も、どういう形で整備していくのか、今後、工事を行っていく上で仮設校舎が必要なのか、必要でないのか等、検討したことを検討委員会の中で、ご意見をいただきたいと思っております。

衛藤教育委員 わかりやすく言いますと、学校を建設するためには、ハードな部分とソフトの部分、それ以外の伝統、学校の培ってきた伝統とか、あるいは様々な学校の中で培われてきたものがあり、大きく分けて3分野あると思います。今、PTAの方々にいろいろなアンケートをお願いしている分は、ソフトもハードも含めた、保護者の意見、または希望等を今とっていると思いますが、そういうものを踏まえて、これも多分検討されるのだろうと思います。基本的には、保護者の段階では、ハードの部分はどのような構想をして、校舎をどう建てるかとなると、なかなか検討が難しいと思います。校舎の広さをどうしてほしいとかいうことは、実際に、今、活用されていますPTAの方々が非常に詳しいし、また大きな期待も持っていると思います。だから基本的なハードの部分、例えば法面がどうしたら良いとか、道路の幅としては、どれくらいのものが必要なのかということ、その他校舎、外観、駐車場、そういうものについて、この検討委員会が主に検討するという理解でよろしいのでしょうか。

山口教育総務課長 衛藤教育委員おっしゃられるとおり、整備手法になりますので、ハード面を、主にこの検討委員会でご意見をいただきまして、主にソフト面につきましては、今後、整備方針が決定いたしましたら、開校準備協議会等で検討してまいりたいと考えております。

衛藤教育委員 今まで学校再編については、市民の意見や考え方を尊重していくという形で、これまでも進められてきましたし、今も続けられています。この考え方はこの検討委員会の中に取り入れられますか。

山口教育総務課長 今現在もPTAの役員の方々と、月1回のペースで交流、意見交換をさせていただいております。その意見も踏まえまして、この検討委員会の中で、より良い学校づくりのための検討を深めていきたいと考えております。

衛藤教育委員 コミュニティ広場の基本構想は、いろいろな検討をされていると思いま

す。それから、学校再編の整備手法についても、いろいろなところで検討されていると思いますが、このメンバーの方々が、コミュニティ広場と学校再編と両方の検討をするということですが、内容的には性質や、検討の材料が全然違う部分で、コミュニティ広場は市民のための広場という前提があると思います。なぜ、分けて検討しないのでしょうか。

山口教育総務課長 コミュニティ広場の検討と、学校の再編の検討は、非常に喫緊の課題でありますとともに、本市の将来に向けて、非常に重大な課題であると認識しています。そこで、様々な角度から、様々な方の意見をいただきたいと思っております。多面的なところからご意見をいただき、連携して取り組んでいきたいという思いでございます。

衛藤教育委員 会議について、任期である１年３か月間で終わらない場合は、延長もあるのでしょうか。

山口教育総務課長 まず、目指すべきところは、令和８年３月３１日まで検討を進めてまいります。もし、その時点で何かまだ検討が必要というところがあれば、市長部局側と相談しながら、延長も含めて、検討していきたいと思っております。

衛藤教育委員 基本的には、令和１０年には開校するというめどで、様々な経過が逆算で計画を立てていると思います。そうすると、令和８年３月３１日まで検討して、それを基にして、一方では整備手法とか、いろいろな問題の委託をしながら、両方やっているわけですが、１０年の開校というのは、このままの会議でやったら、無理な部分が出てくるのではないかと思います。その点については、どうでしょうか。

清水教育部長 それにつきましては、令和１０年４月に向けて、我々も精いっぱい頑張っていきたいということしか、今の現時点では申し上げられません。

衛藤教育委員 延び延びになっていますので、できましたら令和１０年４月に開校できるように、子どもたちの目に見えるような再編計画を１日でも早く進めていただきたいと思います。

蔵元教育長 そうしたことで、今回、債務負担行為を計上させていただきますが、このコンサルの分析、調査結果というものは、非常に大きな役割を果たしてい

くもの思っております。ということで、先ほど衛藤教育委員からもありましたように、中間報告であったり、その都度都度の報告等々は、しっかり教育委員会でさせていただきたいと考えております。

その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。八木教育委員。

八木教育委員 先ほど話しましたコンサルタント会社さんの予算を、今年度から来年度にかけて組まれています。学校再編検討委員会に関しても、大きくは令和7年度までとなっていますけれども、その都度、今、教育長からお話がありましたように中間報告などの情報は、この検討委員会にも、情報提供されるのでしょうか。

2点目は、この条例の名称で、先ほど衛藤教育委員おっしゃったようにコミュニティ広場と学校再編が、同じ並びで並んでいるので、私が思ったのは、今の学校再編の話をいろいろ進めさせてもらってはいますが、コミュニティ広場も何か学校の施設か何かで活用する方針が、この中でもあるのか、そういったところも経営をどうするのか等、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

3点目は委員の構成についてです。策定委員会は、自治会の方が入られたと思います。今回は、まち協や自治会の方が入っていません。もちろん、保護者という市民の一部の方は入っていますけれども、まち協や、そういった地元の方、地域の方の意見というのを、市議会議員さんが、それを詰められるのか、もしくは第7項として、適当と認められる方が入られるのか、もしくはピンポイントで、例えば関係する校区の自治会長さんなりが来て、お話をすることがあるのか、どうなのかなどを教えてください。

山口教育総務課長 1点目の情報提供につきましては、今回、中間報告していただくこととなっておりますので、その情報につきましても、検討委員会の中で、ご報告しながら検討してまいりたいと思っております。

清水教育部長 2点目のコミュニティ広場を学校の敷地として使うのかというご質問についてです。今、市長部局から中学校にあっては、中間中と東中を使えますという回答がっておりますので、中学校については、その可能性は、ないと思っております。小学校につきましても、まだ回答は市長部局からきてはおりませんが、コミュニティ広場を使うということは聞いておりませんので、ないと思います。それで、学校については、コミュニティ広場を活用するということはないと思っております。

山口教育総務課長 3点目の住民の方、地域の代表の方の件についてです。この第4条第2項第7号の前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者とあります。市長部局とも確認しないといけないのですが、もし選任されるのであれば、市長が適当と認める者というところで検討されることになると思われます。

八木教育委員 先ほど2点目で学校施設としては、コミュニティ広場は使わないという話だったのですが、案として、あそこの広場というのが市の場所としてもすごく良い場所で、有効的だと思いますので、総合プールだとかそういったところで、先日、中間中に行きましたが、プールが使えていないという状況で、各学校のプールの管理がすごく大変だということを聞いて、老朽化もあると思います。例えば、そういったものを市として、大きくできれば屋内プールで市民も使えて、例えば1年中使えるのであれば、プールの授業も夏に行わなくて良いし、移動の問題もあるとは思いますが、そういったところで、子どもたちがプールの授業を思いっきりできるとか、そういったところもあるのかと思います。学校の完全な施設ではないですけど、市の一環として、そういったところも含めて、こういった検討委員会ですでにいただければ良いと意見させていただきます。

衛藤教育委員 今からまだ学校再編のことで残っていると考えられるのは、開校準備協議会の開設と学校施設整備方針です。これは、今から作られて、出されると思いますが、これと検討委員会との関係はありますでしょうか。

山口教育総務課長 まず12月に、総合教育会議の開催を予定しております。前回の6月28日に開催した総合教育会議以降、アンケートをさせていただいたり、PTAの方との意見交換をさせていただいております。その内容を12月に開催する総合教育会議の中でご報告させていただいて、今、市長からお示ししていただいている新中学校の配置について、意見を調整させていただき、その後、教育委員会会議の中で新中学校の学校施設整備方針を決定する方向性で、進めていくことができればと事務局では考えております。整備方針をきちんと決定した後に、検討委員会が進んでいくことになると思っております。

蔵元教育長 コミュニティ広場につきましては、本市の狭い地域で残された唯一のまとまった敷地でございます。その敷地の中に、中央公民館であったり体育文化センターであったり、図書館であったりという社会教育社会体育施

設が入っております。体育文化センターにつきましても避難所としては、建築から46年以上が経過して、今、生涯学習課に指示を出しておりますのは、いずれ、この更新を迎えるわけでございますので、八木教育委員からご意見をいただきましたプールであったり、当然今後、トレンドとしては複合化、集約化をしていくというのが、大きな流れとなっておりますので、教育委員会としまして、そういったところまで含めて検討してまいりたいと考えております。

それでは、他にご意見ご質問はございますでしょうか。

教育委員 《承認》

蔵元教育長 それでは、第31号議案中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例に関する意見については、ご承認をいただきまして、ありがとうございます。

次に、第32号議案中間市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

船元学校教育課長 中間市立小中学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。今回の改正は、根拠法令である学校教育法の改正で出席停止に関する規定の条ずれがあったにも関わらず、様式においてその部分が改正されていなかったことが判明したため、当該部分を改正するものでございます。具体的には、本文中の改正ではなく、出席停止通知の様式の中身の改正になります。改正前の、学校教育法第26条第1項（又は第40条）を、改正後同法第35条第1項（又は第49条）と改正するものです。このことにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。

教育委員 《承認》

蔵元教育長 それでは、第32号議案中間市立小中学校管理規則の一部を改正する規則については、ご承認をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、令和6年11月臨時教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

[閉会時刻：10時50分]

令和 7 年 1 月 10 日

教育委員

八木 秀和

教育委員

衛藤 修身